


民間犯罪被害者等支援団体に対する助成金について

県では、犯罪被害者等に対する直接的な支援活動や、犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動などを行っている団体に対して、その活動に係る経費を助成しています。

※「犯罪被害者等」とは、犯罪の被害に遭った方及びそのご家族又はご遺族をいいます。

助成金の概要	
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の活動目的や事業内容が「犯罪被害者等支援に関すること」であり、かつ、そのことが団体の定款等により明らかであること ○ 県内に主たる事業所を有する(又は主たる活動地域が県内である)こと
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 直接支援活動 犯罪被害者等に寄り添う支援活動(公判への付き添いなど) 2 広報啓発活動 犯罪被害者等支援の必要性等に関する周知活動(広報イベントなど) 3 人材育成活動 犯罪被害者等支援を行うための人材の育成活動(講習会など) 4 調査・研究活動 犯罪被害者等支援に関する調査・研究活動(アンケート調査など) <p>※ いずれの活動も、「県民を対象としたものに限る」などの条件があります。</p>
対象経費	人件費、使用料及び賃借料、謝金、旅費、宿泊費、消耗品費、印刷費・広告宣伝費、通信運搬費 など
助成の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に係る費用の全額を助成します。 ・ 1つの団体に対する助成額は、毎年度最大30万円までです。
助成の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の場合は、助成を受けることができません。 ◇助成金を受けようとする事業に対して、他機関・団体等から補助金等の交付を受けている場合又は経費を負担してもらっている場合 ◇助成金を受けようとする事業が、他機関・団体等からの委託により行うものである場合 ◇団体又は団体の構成員が暴力団(員)である場合、暴力団(員)と社会的に非難されるべき関係を有している場合 ◇その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと思われる場合
助成の手続	<p>下記窓口への申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>【窓口：山口県環境生活部県民生活課 地域安心・安全推進班】 電話 083-933-2619 E-mail chiangyoumu@pref.yamaguchi.lg.jp 受付時間 平日 8:30~17:15(年末年始を除く)</p>  <p>©山口県</p>

みんなで考えよう、犯罪被害

